「ゼロ、ハチ、ゼロ、ナナ。」映像化事件 一同一性保持権と著作権契約の考察を中心に—

橋口奈央

本件は、辻村深月が執筆した小説(本件小説)を原作としたドラマを制作の過程で、辻村から本件小説の著作権の管理委託を受けていた被告(講談社)とドラマ制作を企画した原告(日本放送協会)の間で起きた事案である。原告と被告の間でドラマ制作について交渉を進めていたところ、辻村が脚本を承認しなかったため、原告がテレビドラマの制作を中断するに至り、被告に対し損害賠償を請求した。本判決では結果的に原告の請求は棄却されている。争点の1点目は映像化契約は成立していたかということであるが、契約の成立は認められなかった。また、争点の2点目では、契約が不成立となった場合でも損害を被った相手方を救済する法理である「契約締結上の過失」が論点となり、被告が映像化許諾契約を白紙に戻したことが契約締結上の過失による不法行為に該当するかが争われたが、これも認められなかった。契約締結上の過失の判断に当たって、裁判所は、映像制作を開始できるであろうとの原告の期待が法的保護に値するとした上で、原作者が脚本を承認しないことが同一性保持権の濫用と認められるような場合はこの期待を不当に損なうことになるとしながらも、本件は権利の濫用に当たらないと判断した。

本研究では、同一性保持権の問題に焦点をあて、本件小説を脚本にした際の変更が同一性保 持権を侵害し得るものであったかということを検討するとともに、著作権契約のあり方についても考 察を行った。同一性保持権の侵害について判断するため、①本件小説から脚本にする際の変更 点は著作者の意に反する改変であったのか、②改変に当たるとして、その利用や態様に照らして やむを得ない改変(20 条 2 項 4 号)に該当し同一性保持権侵害が否定されるのか、③辻村が脚 本を承認しなかったことは同一性保持権の濫用にあたるのかについて検討した。①については、 「意に反する改変」を「主観的意図に反する改変」とした上で、本件では原作者である辻村が脚本 の変更が自らの意図に反するものであることを幾度も主張していることから、「意に反する改変」に 該当するとした。 ②については、20 条 2 項 4 号を緩やかに解釈し積極的に活用するという見解を 採用して検討したが、変更が本件小説の映像化にとって不可欠であったとも言い難く、「やむを得 ない改変」に該当しないとした。さらに③については、民法一般の権利濫用と同様に主観的要件と 客観的要件を総合的に考慮して考えた。その具体的な判断基準は同一性保持権の権利濫用が 争われた事例から抽出し、それを本件に当てはめ検討した結果、本判決と同様、「同一性保持権 の濫用」には該当しないと判断した。以上のことから、本件で同一性保持権の侵害は成立していた と結論付けた。また、本件が訴訟に至った原因は、契約の成立時期や内容が確認不足のまま、原 告が映像化の作業に着手したことにあることから、著作権契約のあり方について検討を行った。民 法上は口頭のみで契約が成立することが原則とされているが、アメリカやフランスでは著作権契約 法において書面での契約の必要性が明文化されている。多様な著作権ビジネスが存在し、契約が 複雑化している日本の著作権や著作者人格権に関する契約については、許諾の存在を明らかに するとともにその契約の内容を明確化するために、書面での契約を必要とする法制度が望ましい のではないかという結論に至った。

(指導教員 村井麻衣子)